

津幡町人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第10号

津幡町人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則

津幡町人材育成基金条例施行規則（平成16年津幡町規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「に要する経費」を削り、同条第2号中「に要する経費」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 津幡町大学等支援寄附金交付事業

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。